各地方整備局長 あて

国土交通事務次官

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第2第一号本文、同号へ、及び第二号本文中「清掃作業参加者等」を「道路清掃作業参加 者等」に改める。

第2第一号ホ及び第二号イ(イ)中「一般競争資格審査」を「一般競争参加資格審査」に 改める。

第2第一号ホ中「第1号」を「第一号」に改める。

第2第二号本文中「第6号」を「第六号」に、「第9号」を「第九号」に、「第21号」 を「第二十一号」に改める。

第2第二号イ(イ)中「直前2年又は」の次に「直前」を加え、「各営業年度」を「各事業年度」に改める。

第2第二号イ(ロ)中「建設業の種類」を「希望工事種別」に改める。

第3第一号中「第4号」を「第四号」に、「第7号」を「第七号」に、「第17号」を「第十七号」に、「第19号」を「第十九号」に改める。

第3第五号中「第8号」を「第八号」に、「第10号」を「第十号」に、「第12号」を「第十二号」に、「第18号」を「第十八号」に、「第19号」を「第十九号」に改める。

第3第十九号中「第7号」を「第七号」に、「第8号」を「第八号」に、「第20号」を「第二十号」に、「第21号」を「第二十一号」に改める。

第4第1項本文中「第2号」を「第二号」に改める。

第4の2(見出しを含む。)中「一般競争資格審査」を「一般競争参加資格審査」に改める。

第5第1項及び第4項中「一般競争資格審査」を「一般競争参加資格審査」に改める。

第5第2項第一号中「二以上の登録を希望する工事種別」を「二以上の希望工事種別」に、「二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別」を「二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別」に改める。

第5第3項中「第8号」を「第八号」に改める。

第5第4項中「第2号」を「第二号」に、「第1号」を「第一号」に改める。

第5第5項中「第3号」を「第三号」に、「第1号」を「第一号」に、「第2号」を「第二号」に、「第4号」を「第四号」に、「第5号」を「第五号」に改める。

第5第6項中「登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとさ れる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商 業登記簿謄本を含む。)」の次に「又はこれの写し」を加える。

第6第一号及び第二号並びに第6の2第3項中「一般競争資格審査」を「一般競争参加資格審査」に改める。

第6の2見出し「資格審査申請書の提出方法等」を「資格審査申請書等の提出方法」に改める。

第6の2第2項中「第8号」を「第八号」に改める。

第6の2第3項中「管轄区域(国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第206条第1項に規定する管轄区域をいう。第13第4項において同じ。)」を「受付担当部局(別表に掲げるところによるものとする。第13第4項において同じ。)」に改める。

第7見出し及び第1項本文並びに第8第1項中「一般競争資格審査」を「一般競争参加資格審査」に改める。

第7第1項第一号中「第1号」を「第一号」に改める。

第7第1項第二号中「第2号」を「第二号」に改める。

第12中「一般競争参加資格認定通知書」を「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」に改め、「様式特5」の次に「(イ)及び(ロ)」を加える。

第13第2項中「第1号」を「第一号」に、「清掃作業参加者等」を「道路清掃作業参加者等」に改める。

第13第3項第五号中「本店又は営業所の」の次に「経営事項審査を受けた」を加え、同項第七号として次の一号を加える。

七 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

第13第4項中「管轄区域」を「受付担当部局」に改める。

第14第1項中「第1号」を「第一号」に改める。

第16第三号、第四号及び第五号中「第1号」を「第一号」に改める。

第16第六号及び第七号中「第1号」を「第一号」に、「第4号」を「第四号」に改める。

別表を次のように加える。

申請者の本社(本店)の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨の 各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野(長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。)の各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野(岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。)の各県	中部地方整備局
京都及び大阪の各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口の各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知の各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県	九州地方整備局

様式2を次のように改める。

•#‡					•	- 0																	MEAN	
华 受付事等	111	•	0 20	9-5	111																			
	•				!!!			Ε'	*	分	割	内	釈	安										
									_														(#1/2	: #90
報中數法資格會量	ı								612	プレスト レスト・				ALK!										
1809	-# ##	732764 1888	***	2.	-	***	RENG		00-F	コンク	****	2#	****	20	0901	86.77	#<#	ブレハ ブロロ	aure	2000	22	C 69	草音	200
电影电影上的电影工艺										U->				#5										
201 生永一次																								
01 土木一次 02 機能一次													سجارا		بنجسا					يزهم			$\Gamma \equiv$	
03 XI																								
04 友質																				بزهد			$\Gamma \equiv$	
05 とびい土工・コングリート			Γ																					
od ≅								سون						سند				سن		ينصد			$\Gamma =$	
06 중 07 聖해 08 토 센																							$\Gamma =$	
08 📆			هدا ا					صف		يندون				هند	فصف				صاح	يند			$\overline{}$	_
09 🛣								$\overline{}$															$\Gamma =$	
10 Start Late Tours					-										انسا			سان		ينسو				_
11 個標準物 12 数据					_																			_
12 依備																							$\Gamma =$	— I
13 (2)													_							يندو				
13 注集 14 しゅんせつ														$\overline{}$									r-	
15 保金																							r-	
16 :69.5																				ينسوا				
15 保金 16 がタネ 17 変殊 18 節を																							r-	
18 信念											-		_							يند				
19 内保仕上					_																	-		_
20 機械競品設置																			$\overline{}$				Γ	
21 MAR																							$\overline{}$	_
22 ETA							=																\vdash	
19 内保化上 20 等级的复数量 21 取扱数 22 配式条件 23 成果 24 ACS 25 成果 26 大汉等 27 水汉宪政 27 水汉宪政																								_
24 808																							$\overline{}$	_
25 BA																							\vdash	
26 水道電影																						-		_
27 保尿溶液								$\overline{}$															$\overline{}$	
28 療得高取			_		-					_													\vdash	
808																								\neg
é tr																								$\overline{}$

- 本意は統合程度健康は事工影響されている工事権明ごとの本意を成乎的工事事や、所名(所)の変ある「競争要加管核希望工程状分」に分割もLの社会質にで申請する場合に存成すること。
- 石側市の「最較音伝上の複数工事」の各合計版は、経営事項書音における複数工事の権利にとの年間平均完成工事集と同一であること。
- 「機能要保上の機能工事」の機能には、極度事項要要において需要が受けた全ての機能工事の機能に対応した手架平均を成工事業を記載し、また「競争事体要保存施工権区分」には、 それに技術する全ての「競争者の資格会領工権区分」を影響すること。
- 4 税支事項事業に従助されていない理論機能が完全心他の例に反注理解の推発に関する作業の完成工事業を含めて申請する場合は、「その他」の「維持経験」の機に影散すること。 なお、この機に影響する場合は、実験が複数できる事業に契約事業の等にいる助けること。

様式3を次のように改める。



- ※ 「受験基的技能連携登録でおの所外書数」構たついては、接股事業行政計画は多か以前が構立分に設定する受験基的技能課金を留了した者であって、 運用期間を特に設定することなく実物運用されているものをいっ、別務者又はこれに停するものを除き、施設業に収集する者に認るものとする。

様式5を次のように改める。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(建設工事)

平成 年 月 登 録 部 局 名 登録工事種別名 殿 資格認定通知書の 平成 年 月 В 認定年月日・業者コード 住 商号又は名称 代 表 者 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

1. 変更内容

変	更	事	項	変	更	前	変	更	後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

- 記載要領

 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること

 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。

 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード													
			\vdash													
			T													
			+													
			\perp													
			\perp													

様式特2を次のように改める。

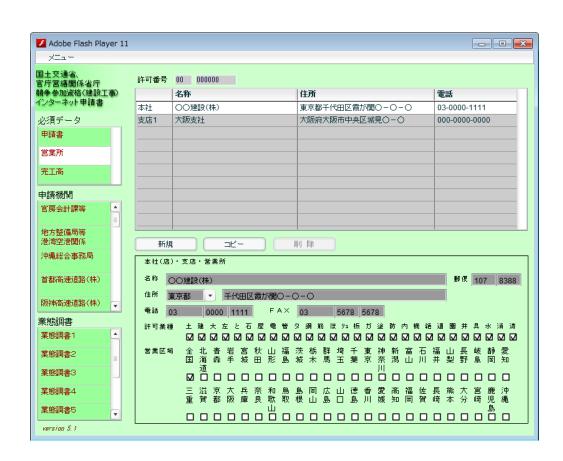
業者コード 号 教教店 所在 集 所	順 定規 使模	商名役代 安 者 役 歩	本 店 所 在 地 号 居 新 子 子 入 私 I I 子 入 入 型 绿 音 号 力 一 ド 登 绿 音 号	等 評地 減 常 新地 減	資 本 鱼数 本 負 員 員 報 総 報 第 年 第 第	年間平均完成工事高 自 己 章 實 利 益	暖 冷 房 又は 屋内比率 (%)	許 可 策 権 軍 本 権 東 で 原 知 意 大 で の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の	備 考 按

様式特5(ハ)を次のように加える。

一般競争(指名競争)参加資格認定通知	書印												記											
郵便番号 住 所	工種	事別	等系区	級分	経営評価	事項点数	技術	術評 点数	総点	合数	残措	留置	工種	事別	等級 区分	経評	営価	事項点数	技価	術点	評数	総合	合数	发音
商号又は名称																							T	
業者コード 受付番号 平成 年 月 日																								
部局長さきに審査申請のあった標記の資格につい																								
て、右記のとおり資格があると認定(港湾空港 関係を除きます。)しましたので、通知します。									I														_	
なお、この通知書受領後に一般競争(指名競 争)参加資格申請書(工事)の記載事項若しく	<u>*</u> *1	貴殿	に	つし	いて、	情報	公則	羽法!	こ基	づく	〈開	示詞	清求	か	あった	- 場	合	こは	Ę	自計	Ĺ			
は営業所の変更があった場合又は合併、破産、 廃業等があったときは、速やかに届け出て下さ	코	類			<u></u> 急となり 効期限		0		平原	龙		年		月		日	カ	à						
v.									平质	戊		年		月		日	90	50						

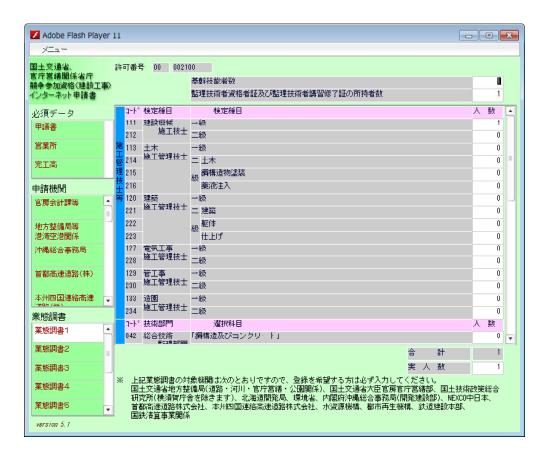
別添を次のように改める。

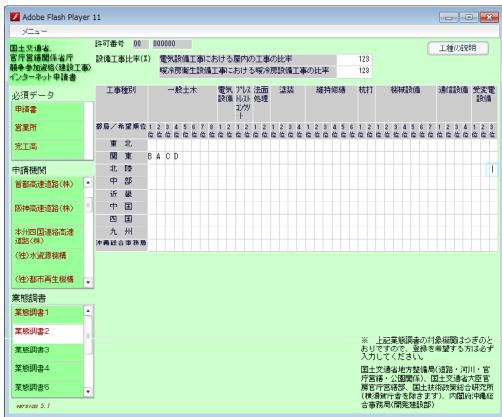


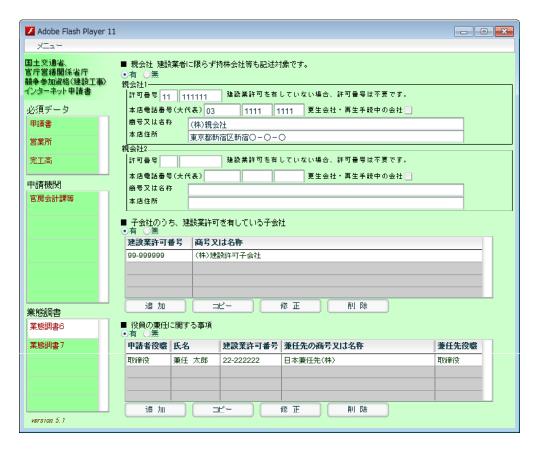














附則

(適用範囲)

1 この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する 工事の請負契約を平成25年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する 者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務 の取扱いについて適用する。

(総合評定値通知書等の取扱い)

- 2 第5第2項第九号に規定する総合評定値通知書の写しについては、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成24年国土交通省告示第523号(以下「改正告示」という。))による改正前の告示第一の四の1(一)に規定する雇用保険及び(二)に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示が施行された平成24年7月1日以降の内容のものでなければならないものとする。(等級区分に係る残留措置)
- 3 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成23・24年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。
- 4 前項の申請をした者については、平成25・26年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。